

厚岸町議会 令和元年度各会計補正予算審査特別委員会会議録

令和元年 9 月 12 日
午後 3 時 20 分開会

- 委員長（室崎委員） 令和元年度各会計補正予算審査特別委員会を開会いたします。
早速、審査を進めてまいります。
初めに、議案第 69 号 令和元年度厚岸町一般会計補正予算を議題といたします。
1 ページ、第 1 条は歳入歳出予算の補正です。
2 ページから 4 ページは、歳入歳出予算補正です。
8 ページ、9 ページは、事項別明細書です。
10 ページ、歳入から進めてまいります。進め方は、款、項、目により進めます。
15 款使用料及び手数料、1 項使用料、4 目農林水産業使用料。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 16 款国庫支出金、2 項国庫補助金、6 目土木費国庫補助金。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 3 項委託金、1 目総務費委託金。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 4 目土木費委託金。ありませんか。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 17 款道支出金、3 項委託金、1 目総務費委託金。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 6 目土木費委託金。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 18 款財産収入、2 項財産売払収入、1 目不動産売払収入。
5 番、南谷委員。

- 南谷委員 説明のときに白浜が2筆、それから太田南が1筆と伺ったのです。

金額は、非常に22万8,000円と小さいのですが、今回なぜ売り払ったのか。

それから、1カ所にまとまっているのかどうなのか、点々となっているのか、その辺も含めて説明をして、なぜ今年、このようなものが発生したのかなというのが分からないものですから。

- 委員長（室崎委員） 総合政策課長。

- 総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

まず、説明で申し上げました、白浜2丁目99番3、それと白浜2丁目99番4、こちらのほうそれぞれ合わせまして705.97平方メートルになりますが、こちらのほうは太陽光発電施設、これは白浜町のほうにあります、そちらのほうにある太陽光の建設のため通路用地として利用したいということで、札幌の会社のほうからこちらのほうの土地を買い上げたいということで申し出ております。

それともう一つが太田南15番10、こちらのほうも、こちら個人になりますが、こちらの家、この方、隣に建設いたしまして住宅の日当たりを確保したいと、そういうところで土地のほうの購入をしたいということで町のほうに申し出て、こういうような形状になったというところであります。

- 委員長（室崎委員） 5番、南谷委員。

- 南谷委員 町民の要望というのですか、それには、やはり応えていくべきだと思うのですが、厚岸町の土地をやはりルールに基づいてやっていると思うのです。そのときはよかれと思っていても、後で非常に障害がないようなことにならないように、やはりしっかり取り組んでいかないとだめだと思うのです。その辺は、いかがなものでしょうか。

- 委員長（室崎委員） 総合政策課長。

- 総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

やはり大切な町の財産、町有地でありますので、土地のほうを買い上げたいという方がありましたら、やはりどういった目的でこの土地を取得したいか、こちらのほうを申し出ていただきまして、うちのほうでもどういった土地で利用するかという確認をいたしまして、それが間違いのないと言ったらおかしいのですが、こういうような利用をするということではっきりいたしますと、今後も数多くの町有地あります、そういった中で町有地、ぜひ売っていただきたいという方が申し出ましたら、その土地の利用、どういったあれで土地を売っていただきたいかというのを確認いたしまして、そちらのほうは内部のほうで協議いたしまして、土地のほうの売り払いのほうを検討させていただければと思っております。

●委員長（室崎委員） 5番、南谷委員。

●南谷委員 やはり、これからいろいろ厚岸の問題も発生してくるし、町としても町の活性化のためにこの辺については積極的にかかわっていくべきだと思うのです。

ただ、自然環境とかいろんな条件もある。将来のまちづくりのためにとかと。やはり一つのルールというか、内部で検討するというだけではなくて、もう少しやはり一つのルールづくりというものをきちんとしておかないと、その都度その都度いろんな大きな課題が出てくると思うんですよ。

これらに向けて一貫性がないと、あのとき良かったこのとき悪かったではまずいと思うので、やはりある程度、町民にわかりやすいようなこういうルールというものを、やはり僕はきちんとするべきだと思うのですが、その辺はしっかりなっているんでしょうか、どうでしょうか。

●委員長（室崎委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） 土地の売買につきましては、さまざまなものに使う、売っていただきたいとかと言われます。

そういったルールは、一応内部ではあるとしても町民向けにしたら、どういった場合にどういったのだというところがお示しはしてはおりません、確かにですね。

そういった中では、こういう場合こうだということを議員おっしゃるとおりに、うちのほうでもやはりそういった場合に、こういった土地のほうを売るか売らないかというような判断も内部のほうで作りまして備えておいて、そういうような対策をとりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 1目、他にございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ先へ進みます。

19款1項寄附金、1目一般寄附金。

（な し）

●委員長（室崎委員） 4目衛生費寄附金。

（な し）

●委員長（室崎委員） 20款繰入金、1項基金繰入金、3目地域づくり推進基金繰入金。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 4目まちおこし基金繰入金。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 21款1項1目繰越金。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 22款諸収入、6項3目雑入。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 23款1項町債、2目民生債。
5番、南谷委員。

- 南谷委員 湖北地区保育所建設事業債、緊防債、過疎債についてお尋ねをさせていただきます。

財源、振りかえだけなのですね。総体事業費というのは、私の調べたところでは4年にまたいで11億8,865万9,000円。たしか、平成29年度に基本設計で683万7,000円。そして、平成30年度、本年度は旧職員住宅の解体、それからもろもろを含めて5,444万9,000円。

さらには、昨年30年度、そして今年と来年2カ年で、令和元年は9億5,989万2,000円、これが85%。それから、来年度に残りの15%、1億6,748万1,000円。合わせて11億8,865万9,000円という総体事業費は変わらないと思っております。

その上でお尋ねをするのですけれども、緊防債から過疎債に財源が変わったということと、まず変わった内訳、なぜ変わったのか、お尋ねをさせていただきます。

- 委員長（室崎委員） 総合政策課長。

- 総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

まずは当初、（仮称）湖北地区保育所建設事業債であります。全て緊急防災ということで申請させていただきました。

ただ、この湖北地区保育所は、今回、真竜保育所、それと宮園保育所、あわせて一体の保育所ということでありましたが、緊急防災の要件といたしまして、まず真竜保育所、そして宮園保育所、今現在ある保育所の面積を足したやつでなければ緊急防災の対象にならないと言われました。

そうなりますと、今やはり当時の建物と違いましていろいろさまざまなものが今回新しい保育所で建ちますので、やはり面積はこの二つ足したやつと実際に出来上がる面積は広がっております。

今ある真竜保育所、宮園保育所、足した面積と今の新しく建てようとする建物の面積、

これがオーバーしておりますので、そのオーバーした部分が緊急防災事業債の対象にならないということで、そちらは過疎債の申請でということで、こちらのほうはもう北海道のほうに申請いたしまして許可を得ているところであります。そういった理由でございます。

●委員長（室崎委員） 5番、南谷委員。

●南谷委員 新しくせっかくつくるわけでございますし、2カ所を統合する、これからの時代に向けて、きちんとした面積が大きくなるということについては理解をいたしました。やむを得ないのかなというふうに。

その上でお尋ねするのですが、緊防債と過疎債、乗り変わるわけでございますから、この補助率というんですか、この辺についてはどうなんですか、差があるんですか、大体同じなのですか。緊防債がどのくらいで、補助率が幾らで。それから過疎債、償還年限がどうなのか、この辺について、すみません。

●委員長（室崎委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えします。

まず、緊急防災事業債、過疎債とも起債の充当率は100%でございます。

そして、交付税の見返りではありますが、お互い70%であります。

ただ、過疎債の場合ですと、元利償還金に対して7割、算入となりますが、この緊急防災については理論償還ということで、毎年ちょっと率が変わってくる場合があります。

これは、同じ7割でありますけれども、それぞれの町村の財政力指数によって、この辺が変わってくるという部分がありますので、一概にちょっと7割返ってくる、もしかしたら7割以上返ってくる場合もあります。そこは、ちょっと今計算的には出ていないところではあります。

あと違うところが、過疎債でいきますと12年償還、こちら短いになりますが、緊急防災事業債ですと償還は25年償還となりますので、こちらの償還年数の違いというところが、この緊急防災事業債と過疎債の違いだということでもあります。

●委員長（室崎委員） 5番、南谷委員。

●南谷委員 あと、利息どう違うのかなという部分。もし利率が、それぞれの違い。

それと、実際に今回もう既に、つい先日行ったのですけれども、工事かかっているんです、あそこ。建設上の話になるのですけれども。

非常に、今やっている基礎工事している部分が道路より低いのですよね。おいおい津波の、当初予定していたところよりも下がったところでないばまずいよと。まずいと言うか、できなくなったという説明は受けています。今、僕の素人目なのですけれども、道路よりも低い状態で工事をしているということでは、せっかくつくるのにあの高さで大丈夫なのかなと。今は本当の基礎の部分なのですけれども、一瞬、僕はあそこの道路

を通るときに道路より下に基礎工事の部分が見えるものですから、どのくらい立ち上がるのか、その辺ちょっと教えていただきたいなど。大丈夫なのかなと疑念に思ったものですから、いかがでしょうか。

●委員長（室崎委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） まず、私のほうからは利率の関係でちょっとお答えいたしたいと思います。

こちらのほう過疎債になりますと、こちらのほうの借り入れ先というのが財務省の資金になります。そして、上の緊急防災事業債にいきますと、こちらは地方公共団体金融機構ということで、こちらのほうの恐らく借り入れになろうかなと思っています。まだ、こちらのほうは確定はしていません。

利率であります。今現在でいきますと、大体、政府資金でいきますと0.01だとか0.02だとかであります。大体それに付随した地方公共団体のほうの利率も、それに付随しておりますので、同じような利率になるかなと思います。

これは実際の借り入れ、これは来年5月になりますけれども、こちらにならないとそのときの利率でこの資金をお借りすることになりますので、この利率につきましてはさほどこの0.01から0.02ないし、そんなときのあれでなりますけれども、そういった借り入れ先の利率となっているというところになります。

●委員長（室崎委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 建物の場所ですけれども、避難広場がある、おりたところから川までの間に職員住宅、教員住宅があった場所に建設をするということで、今、基礎工事ということですので、くいを打って穴を掘って基礎工事をやっております。

川側とそれから避難広場に上がる場所、おりたところ、そここのところに2メートルの差がありますので、川側を盛って、そして避難広場の高台のおりた場所の高さに平らにすりつけるという形になりますので、道路自体からは奥側のほうは道路と同じ高さになりますし、川側の手前側のほうは約2メートルぐらい盛りますので、保育所側のほうが高くなるという設計になっております。

●委員長（室崎委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） すみません。先ほど緊急防災事業債の償還年数、私、25年と申し上げましたけれども、申しわけございません、30年になりますので、申しわけございませんと、失礼いたしました。

●委員長（室崎委員） 民生債、他にありますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、次に進みます。
6目土木債。

（な し）

●委員長（室崎委員） 7目消防債。

（な し）

●委員長（室崎委員） 8目教育債。

（な し）

●委員長（室崎委員） 10目臨時財政対策債。

（な し）

●委員長（室崎委員） 以上で、歳入を終わります。
次に14ページ、歳出に入ります。
1款1項1目議会費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 3目職員厚生費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 4目情報化推進費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 9目会計管理費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 10目企画費。

4番、音喜多委員。

●音喜多委員 ここで、まちおこし補助金の106万3,000円。もう少し詳しく、みんなの遊び場ということで何か行事をするようですが、その具体的な内容、状況について説明いただきたい。

●委員長（室崎委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

こちら提案説明でも説明させていただきました。まず、こちらみんなのマルシェ実行委員会、こちらのほうがイベントを開催するということになりますが、まずみんなのマルシェ実行委員会、こういった組織かという部分ではありますが、こちら児童館の母親クラブのアップルクラブだとか、わんぱくクラブとあります。これ、ずっと児童館開設時から、そういうようなクラブがありまして、母親たちがこちらのほうで活動している。

それともう一つ遊ぼうという会がありまして、こちらのほうもそれぞれ団体が活動しているということになります。

その三つの、まず団体が合わさって、厚岸町でやはりこういった子育てを考えるお母さんたちを含めまして一堂会して、子供の遊び場を併設いたしまして、皆さんでそういったイベントをやりたいということでもあります。そういった中では、こちらのほう開催日ではありますが、令和2年2月15日から16日ということで、今、想定しているというところでもあります。場所は社会福祉協議会で、こちらのほう後援で、まだこれ不確定ではありますが、商工会だとか社会福祉協議会を想定していると聞いております。

内容は遊具を集めて、やはり親子で遊ぶ、子供が来ていただいて、よくありますプラスチックのボールでプールみたいなボールプールだとか、あとちょっとふわふわしたあいうものをこちらのほうの遊具をお借りして、福祉センターのホールで親子で開設したい。その中には、例えば食べる物、ドリンクだとかおにぎりだとか、そういう軽食も売って、朝からそれこそ親子で一緒に遊びたいという部分であります。

あとそのほか、やはりこちらの参加する親御さんたちで、やはり厚岸で子育てをしていく、いろいろな環境だとか極端な話悩みだとか、皆さんで共有し合うということで、こちら座談会を設けるという話も聞いております。そういった中では、これ一度この平成31年3月2日、こちらまだみんなのマルシェということで一度、生活改善センターでイベントを開いております。このときには、町内の親子300人ほど集まりまして、そちら一度開催して好評で、ぜひまたやっていただきたいというところで、そういった中で今回またまちおこし補助金の申請ありまして、この2月に今年一日だったのですが、二日間開催したい。この二日間、もちろん町内の親子でもありますが、やはりいろいろと周知いたしまして町内外、外からもお客さんを周知をしたいということで、今回のこの申請で補助金の計上をさせていただいたというところでもあります。

●委員長（室崎委員） 4番、音喜多委員。

●音喜多委員 今は聞いている限りでは、子供を持つ母親たちが中心に自ら立ち上げたというか、そういう感じで。去年もやっているのか。今年、今回2回目になるのですか。そういう今の発言では、1回目は生活改善センターでやって、今回は福祉センターでやろうというのか、そういう毎年続きそうな団体だというふうに、町のほうではそういう団体だというふうに認知というか確認というか、そういう確証は得ているのですか。

●委員長（室崎委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

まだ、この補助金を活用してというのは今回が初めてになります。まず、生活改善センターでやりました3月2日のイベントは、自分たちでいろいろと協力を得ながらやったという部分であります。そういった中で、生活改善センターのときにはそのような遊具がなくて、やはり食べる物、ちょっとした、あと自分たちでつくった物で遊んだという例があるんですが、今回やはりメインが福祉センターの会場で、やはり大きくやりたい。それと、遊具を活用して親子でそういうふうにしてやりたいということで、今回この補助金になりました。

これから続くのかという部分ではありますが、このまちおこし補助金の要件的には3回までしか使えないというような要件はあります。ただ、やはりこれからこういった親子のイベントということで、町でやはりそういうような親子のイベントをやっていただくのは今回限りではなくて、できる限りやはり来年、再来年というのでできるように、これはどういうふうになっていくか分かりませんが、補助申請がありましたらそういった中で、また今年度の補助金の内容の検証をしながら、要望があればまた補正計上させていただければと考えております。

●委員長（室崎委員） 4番、音喜多委員。

●音喜多委員 今のところは、総合政策課のほうで窓口になっているようですけども、これがずっと自主的につながっていくということになれば、保健福祉課あたりがこれ該当してくるのかなというか、担当するようになるのか、どこが担当するようになるのか、そういう内部では、これを育てていこうとか、継続して育てていこうと、厚岸町の子供たちのために、また親のためにも、そういう内部検討はしたことというか、そういうことは全くなくて、今のところは総合政策課の窓口の中でそういう予算を含めて相談になっているというふうに受けさめていいんですか。

●委員長（室崎委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） 今現在、まちおこし補助金の申請ということで、総合政策課で受けております。

これが、とりあえず来年やるのか再来年やるのか、まだ正直言いましてわからない状

況ではありません。できれば町内でお母さんたちがこういうような町のイベントとして活性化していただくというのは、本当に素晴らしいことだとは思いますが、これが続いていくかは正直言ったらわかりません。そういった中では、仮にどういうふうになっていくかわからないのですが、また来年こういうふうにして要望がありましたら内部で検討をして、補助金の予算を計上させていただければと思いますが、ちょっと申しわけございません、その後はこの団体がどういうふうになっていくか、できれば自分としてもこの団体が長続きして行って、こういう事業を展開していただければうれしいとは思いますが、やはりこういった大きな事業をやるということには、やはりそういった財源も必要なのかなと思いますので、そういった中ではまたこの部分は来年、補助申請をする際には、そういうところもちょっと聞きながら計上のほうをさせていただければと思っております。

●委員長（室崎委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 保健福祉課の名前も上がったものですから、すみません。

アップルクラブですとかというクラブは母親クラブということで、児童館を活用して活動をしていただいております。本庁側の児童館と真竜側の児童館、それぞれにあったのですけれども、母親クラブが一つにまとまって今は友遊児童館のほうを拠点にして活動をしていただいているということでございます。

児童館のほうでは、そういうイベントに対しての活動の相談なんかもあったようでございます。ただ、児童館でやるという部分では狭い状況もありますし、いろんな制約が出てくるということで自分たちで、それぞれ3団体ぐらいあるのですけれども、集まって活動を始めたと聞いておりますので、独自にそうやって活動をしていただけるという部分では、非常にいいことだなと思っております。

●委員長（室崎委員） 4番、音喜多委員。

●音喜多委員 今言われたように、自主的に自分たちで出てきた芽というか、そういうのはやはりこのまちは少ないので、ぜひ育てていただきたいという思いもあるのです。

そういうことで、次年度以降もお金に伴うかどうかわかりませんが、そういう相談があったら、特にそういう芽というのは児童館あたりではキャッチしやすいのではないかと思うので、情報は。そういった意味では総合政策課を含めて、ぜひ育ててあげていただきたいということを要望して終わらせていただきます。

答弁は、よろしいです。

●委員長（室崎委員） 10目、ほかにありますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、先へ進みます。

11目財産管理費。ありませんか。

(な し)

●委員長（室崎委員） 12目車両管理費。

(な し)

●委員長（室崎委員） 4項選挙費、2目道知事・道議会議員選挙費。

(な し)

●委員長（室崎委員） 4目町議会議員選挙費。

(な し)

●委員長（室崎委員） 3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費。ありませんか。

(な し)

●委員長（室崎委員） 2目心身障害者福祉費。

(な し)

●委員長（室崎委員） 4目老人福祉費。

(な し)

●委員長（室崎委員） 7目自治振興費。
2番、石澤委員。

●石澤委員 ここで、北海道の鉄道利用推進環境整備事業というのありますが、どういうふうになって、どういうふうに進んでいるのか教えてください。

●委員長（室崎委員） 町民課長。

●町民課長（布施課長） ご説明いたします。

先日の9月4日に、議員協議会のほうでちょっと説明はさせていただきましたが、こちらはJR北海道に対して緊急的かつ臨時的な支援ということで、北海道と沿線市町村

と地域が一体となって利用促進に際して支援をするということで、今回上げさせていただいております。

額に関しては110万円ではありますが、その計算の方法としましては人口割ですとか財政割、そういうような計算方法がありまして、110万円というような計算になっております。

こちらは、JRに対しまして支援をするということです。JR側から支援をしてくれとかではなくて、地域一体となりまして利用促進に対しての支援となります。

以上です。

●委員長（室崎委員） 2番、石澤委員。

●石澤委員 これは、そうすると周辺市町村ということですから、厚岸町、浜中町、それと大体同じ金額で支援をするということになるのですか。これは、厚岸町だけで110万。

●委員長（室崎委員） 町民課長。

●町民課長（布施課長） この支援につきましては、北海道が中心になりまして沿線市町村、これは8線区ありますけれども、維持困難線区であります。全道的にはあるんですけども、ここでは花咲線が対象になりまして、負担金につきましては人口規模等は大体同じところですので、額的にはほぼ同じような額になります。市でありますとか人口規模の違うところは額が違うのと、あとは釧網線と2路線にまたがっている釧路市、釧路町は2路線になりますので、負担額はちょっと変わってきます。

以上です。

●委員長（室崎委員） 自治振興費、7目、他にございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、次に進みます。

8目社会福祉施設費。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2項児童福祉費、1目児童福祉総務費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 4目児童福祉施設費。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 4 款衛生費、2 項環境政策費、1 目環境対策費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 4 目ごみ処理費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 5 款農林水産業費、1 項農業費、3 目畜産業費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 5 目農地費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 7 目農業施設費。

2 番、石澤委員。

●石澤委員 ちょっと前にも聞いたのですが、この上尾幌ふれあい体験農園のことなのですが、あの建物の中で言ってみたら打ちつけてはあったのですが、外壁なんかはちょっとひどい状態になっているのと、それからどうしても酪農ふれあい館の広場の草刈りなんかはどうしても遅くなってしまうのと、前にふれあい館の向こう側に出るところの板、踏み込み台みたいなどころの、それを修繕というのも含めて、結構いろんな意味で直さなければならない部分があるのですが、それはどういうふうになっていったのですか。

●委員長（室崎委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） まず、上尾幌の体験農園の関係でございます。

くぎが浮いている部分と塗装の関係かと思えます。くぎの部分につきましては、私どもで目視で確認しまして、できるところをまず打ち込んだというところでございます。

あと、外壁につきましてはやはりちょっと費用がかかるものですから、今後の課題といたしまして、長期的なものも含めてまだ検討を進めている段階でございます。今後、施設の維持をしていく中で必要なものとして予算等も検討してまいりたいという部分でございます。

尾幌のふれあい館につきましては、草刈りの部分をまずお話しさせていただきますが、地域の中でパークゴルフに利用されております。ただ、当初の中では自治会のほうが草刈りをある一定程度担っていただくということがありまして、その中でスタートをしておりますが、現在におきましては例えば機械類についても、昔は大きな自走式というのでしょうか、大きなものがあつたんですけれども、それも自治会のほうで処分されたと

というようなこともございまして、私たちは直営で努力はさせていただいておりますが、何とか大会等には間に合わすようには努めておりますけれども、今後につきましてはこの維持管理をどのようにしていくか、今、内部でちょっと検討を進めておりますので、草刈りについてもパークゴルフ場としてどのような維持管理ができるか、改めて再検討していきたいと考えております。

施設のほうのふれあい館についても、施設のくぎの関係もありましたし、塗装の関係もございまして。これも同様に、特に施設も大きいものですから、これについてはちょっと計画的に塗装について検討してまいりたいと思っております。

ウッドデッキについては、実は先般、昨年から今年にかけて修復をしたところがございます。ただ、一部ちょっと下の部材がかなりひどく腐っていたものですから、その部分については一部終わっておりませんが、引き続ききちんとした形に修復できるように努めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

●委員長（室崎委員） 2番、石澤委員。

●石澤委員 せっかくできている施設なので、ぜひそういうふうには維持管理をして使ってほしいなと思います。

上尾幌の場合は、壁が結局浮いていたということで、中の畳がひどい状態になっているところがあるものですから、それも含めて検討して行ってほしいなと思います。

●委員長（室崎委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） 上尾幌の室内の件につきましては、一部雨漏りのようなものがあつたと思います。その部分については、応急対応といたしましてコーキング材によって対応しておりますので、そこら辺もきちんと確認しながら施設の維持管理に努めてまいりたいと考えております。

●委員長（室崎委員） 7目、他にありますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、先へ進みます。

2項林業費、3目造林事業費。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 3項水産業費、5目養殖事業費。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 6目水産施設費。
(なし)
- 委員長（室崎委員） 6款1項商工費、1目商工総務費。
(なし)
- 委員長（室崎委員） 3目食文化振興費。
(なし)
- 委員長（室崎委員） 4目観光振興費。
(なし)
- 委員長（室崎委員） 7款土木費、1項土木管理費、2目土木車両管理費。
(なし)
- 委員長（室崎委員） 2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費。
(なし)
- 委員長（室崎委員） 2目道路新設改良費。ありませんか。
(なし)
- 委員長（室崎委員） 3項河川費、1目河川総務費。
(なし)
- 委員長（室崎委員） 5項公園費、1目公園管理費。
(なし)
- 委員長（室崎委員） 6項住宅費、2目住宅管理費。ありませんか。
(なし)

●委員長（室崎委員） 8款1項消防費、2目災害対策費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 3目消防施設費。

委員長交代で、休憩いたします。

午後4時00分休憩

午後4時01分再開

●副委員長（杉田委員） 再開します。

9款から始めてまいります。再開してまいります。

9款教育費、1項教育総務費、4目教員住宅費。

（な し）

●副委員長（杉田委員） 6目スクールバス管理費。

（な し）

●副委員長（杉田委員） 5項社会教育費、2目生涯学習推進費。

（な し）

●副委員長（杉田委員） 3目公民館運営費。

（な し）

●副委員長（杉田委員） 4目文化財保護費。

（な し）

●副委員長（杉田委員） 5目博物館運営費。

（な し）

●副委員長（杉田委員） 6目情報館運営費。

（な し）

●副委員長（杉田委員） 6項保健体育費、2目社会体育費。

（な し）

●副委員長（杉田委員） 3目温水プール運営費。

（な し）

●副委員長（杉田委員） 4目学校給食費。

2番、石澤委員。

●石澤委員 これボイラーの修繕とかなのですが、給食費の中でちょっと給食資材のことで聞きたいのですが、よろしいでしょうか。

●副委員長（杉田委員） どうぞ。

●石澤委員 今、子供の給食費のことなのですが、輸入の小麦からつくったパンの中から除草剤グリホサートというのが出てきたという問題が出てきているのですが、厚岸町の給食センターで使っているパンは国産のパンでできているのでしょうか。

それと小麦自体に出ているみたいなので、麺類とかそういうものの安全性というのはどうなっているのでしょうか。

●副委員長（杉田委員） 教育委員会管理課長。

●教委管理課長（真里谷課長） 給食センターで使っております小麦、その他、麺類等も全て含めて、全て国産品を確認しているところでございます。

●副委員長（杉田委員） 2番、石澤委員。

●石澤委員 この問題がすごく大きくて、安心しました、国産を使っているということで。

そうしたら、ほかのいろんな材料に入っている小麦系のものというのは、まず安心して子供たちは食べることができると、そういうふうに判断していいのでしょうか。

●副委員長（杉田委員） 教育委員会管理課長。

●教委管理課長（真里谷課長） 国産品が給食センターの場合の材料としては、99%国産を使っております。

ただ、中には例えばパイナップルだとか、なかなか国産品では用意できない物について1%残りわずかでございますが、そういうのは輸入品をしておりますが、今言われた

観点については、全て国産品を使っているということでございます。

- 副委員長（杉田委員） ほかに4目学校給食費、ございませんでしょうか。

（な し）

- 副委員長（杉田委員） 進めてまいります。
12款1項1目給与費。ございませんか。

（な し）

- 副委員長（杉田委員） 以上で、歳出を終わります。
1ページにお戻りください。第2条繰越明許費の補正です。
繰越明許費については、5ページの第2表繰越明許費補正となります。
再び1ページにお戻りください。第3条地方債の補正でございます。
地方債については、6ページの第3表地方債補正と7ページの地方債に関する調書補正となります。質疑ございませんか。

（な し）

- 副委員長（杉田委員） 総体的にございませんか。
3番、室崎委員。

- 室崎委員 昨日、町長の行政報告で未払い金の問題が出ておりましたが、それに関して資料が配られたので、まずそれを説明してください。

- 副委員長（杉田委員） 総合政策課長。

- 総合政策課長（三浦課長） 昨日の行政報告に伴う、この資料のほうを提出させていただきました。これに関しまして、私のほうから資料の説明のほうをさせていただきたいと思っております。

まず資料の構成であります。左側、予算管理、そして右側が予算執行、要は予算と今度使うほうとということ、こちらのほうをフロー図として表のほうに示させていただいております。

それと、それぞれ財務規則第何条という部分で、これ規則にのっとり部分はこちらのほうに書かせていただいておりますが、別紙資料といたしまして、②ということ財務規則の抜粋もつけさせていただいております。

そして、まず予算管理のほうから説明させていただきたいと思っておりますが、ちょっと基本的にはなるかもしれませんが、ちょっと一つの例をとってちょっと簡単に説明をさせていただければと思っておりますので、お許しいただければと思っております。

まず、予算管理の①であります。当初予算、こちらの当初予算であります。例えば例でとりますとこの一つのボールペン、こちらを買うということでまず当初予算に上げるということになります。これが、②にいきまして執行いたします。③これ補正予算であります。したらボールペンが実際に例えば当初予算の要求の中でボールペンを10本買うとなりました。そういった中で、実際は20本必要だ。例えばあと10本必要でないとなりますと、そこで増減がありますので、補正予算でそちらを増やしたり減らしたりということになります。

そして、その補正予算可決後も、この④番、予算執行ということで進んでいくということになります。それとこの⑤番の執行額、予算残額の確認ということで、こちら3月31日まで執行はあれですが、この地方自治法上、これ出納閉鎖期間とありまして、4月、5月、こちらのほうで実際にこういうような払い漏れがないかどうかを確認しなければならないのが、この閉鎖期間だということになります。この2カ月が。その中で、実際に例えば不用額、これが払っていないだとか、払っているだとかというのを最終的に確認して決算に至るということになります。

そして、右側のほうであります。予算管理であります。したら実際に物を購入する場合にどういった流れで物を購入しているかということで、ちょっと説明させていただければと思います。

まず、ボールペンを買いたいということになりますので、1本であります。まずは予算を確認いたします。この予算が間違いなくあるかどうか。そして、買えるだけの金額があるかどうかを確認いたしまして、B業務等の発注ということで、まずはこのボールペンをこの業者から買いたいということです。まずBのほうに進むということになります。

そして、こちらのほうの中ではこのボールペン、最終的にはこのボールペンをまず買いたいということで決裁をいきまして、そのボールペンをこの業者からこのボールペンを買いますということで再度決裁をとりまして進みます。それから、業者に発注ということになります。

実際に業者発注いたしまして、Cのほうに履行確認ということで業者のほうから物をいただきます。これを最終的に、間違いなくボールペンのほうが搬入されているかどうかという確認をいたしまして、こちらのほうも最終的に決裁をとらせていただきます。

そして、それと同時に業者のほうはDのほうに進みまして、請求書をいただくこととなります。納品書と請求書となります。その請求書を保管いたしまして、こちらのほうを支出命令ということで初めて請求書をいただいて、買った業者のほうにお金を払うという行為をさせていただきます。それが下にいきまして、これが基本的には繰り返すという部分であります。

下のほうであります。今回の事案であります。まず予算執行管理の要はDの欄、請求書の受領、こちらのほうの管理が、こちらのほう書かせていただいておりますが、ずさんな管理をしていると。本来であれば、その課、その係によって請求書の保管という仕方は違いますけれども、請求書の保管の仕方がちょっと違っていたという部分であります。

それと、もう一つが予算管理の⑤。こちらが出納閉鎖期間、要は4月、5月に間違い

なく払っていないかどうか、こちらのほうの確認を怠ったという部分で、今回のこの未払い金につきましてはこの予算管理の⑤執行額予算残額の確認、それと予算執行管理のこのDの欄、請求書受領のほうで、こういう管理が怠ったという部分で今回のこの未払いが発生したというところであります。

●副委員長（杉田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 いずれにしても前代未聞というか、余り聞いたことのない話なのですよ。

それで、ここに未払い一覧というのも資料として出ておりますが、これを見ると一つの額は町の取り引きとしてはそんな大きくないのだけれども、数が物すごく多いのです。1件や2件ではないんですよ。40件に、ちょっと切れぐらいあるんですね。

なおかつ品目で見ると、似たようなものばかり載っているんですよ。これ、例えば修繕だとかタイヤの交換だとか、今お話として例に上げたのは物品購入なのだけれども、どちらかというところは修繕だとか何だとかで、物品の購入ではない部分のほうが多いんですね。そして、割と物によってはこれ急ぐのではないかと思われるような内容が多いんです。こういうときは、発注そのものがまずは口頭で行われて、その後から起案をするというの聞いたことがあるのですけれども、口頭で発注をして起案を忘れたというようなことはないのですか。

これらについては、実際はどういうことだったんでしょうか。

●副委員長（杉田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

先ほどの修繕料関係であります、やはり物によってであります、やはり現場の作業ですぐ進めなければならないといいますと、まずは物を発注して修繕というのはあります。実際の例はですね。それで、後から先ほど言いました執行の部分を切って、業務を進めるというのは、実際にあります。そういった中では、あります。そういった中でその部分は、今回の場合はどちらかという、そちらのほうで抜けていた部分も正直言ってあります。全部が発注して、後から起案という部分だけではなくて、所定の事務を進めていって、そのほかこの請求書の管理という部分が怠ったという部分があるということでもあります。

●副委員長（杉田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 こういう小額のものだと恐らく発注段階は、具体的には係の人がやるのだと思うのです。課長まで稟議してから発注するというようなものではないと思うのです。

その後の、いわゆる予算執行管理として、ここにフロー図にあるような手続をきちんとしていたら、こんなことは起こり得ないと思うのです。どの段階で、ちゃんとしていなかったのかというのが、どうもいま一つ説明ではわからないのです。それ、パター

ンが幾つかあって、これはここです、これはここですと言うのならそういうふうに説明してほしい。そういうものが具体的にきちんとわからないと、改善のしようがないでしょう。

町長は行政執行方針の中では、今後一丸となってこういうことがないように頑張っていくのだということを言っているけれども、理屈ですが、今まで一丸となって頑張っていなかったわけではないのでね。そうではなくて、そういうことはもう心構えとしては当然だし、こういうような行政報告ではそう言わざるを得ないと思う、トップとしては。

だけでも、具体的に改善をしていくというときには、何にミスがあったのか。何をさぼっていたのか。あるいは、ちゃんとやっていたんだけど、これうっかり落としちゃったと言うんなら、それ落とすことのないようなシステムにしなければならないですね。そのあたり、どこが抜けていたのかというのをもうちょっと具体的に教えてください。

●副委員長（杉田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

いろいろな例は確かに、先ほど言ったとおりに緊急でやらなければなんないところは先にまずは業者をお願いしてやっている。そして、所定の手続で進む場合もありますけれども、今回の事例にいきますとこのDの欄、請求書、あくまでもいろんな形があっても必ず請求書は役場に届きます。この請求書の保管の仕方が、ずさんだったと。まさしく、ここしかないと思っております。

それと、仮にこちらのほうの請求が漏れていて支払いが忘れていたという部分でありましても、この⑤番の要は出納閉鎖期間、4月、5月、こちらのほうで必ずその内容を確認していれば、こういった未払いが発生しなかったと思っております。そういった内容であります。

●副委員長（杉田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 どちらにしても、何というか全体に緩んでいるなという感じがするんですけどね。

監査委員にお聞きします。これ監査委員は、こういうものをいつどの段階で発見しましたか。

●副委員長（杉田委員） 監査委員。

●監査委員（黒田監査委員） お答えを申し上げます。

7月末に決算書が出来上がってきます。その段階で、7月末から決算書だけできてきますので、その決算書の中身を全部チェックして、そしておかしなとか、ちょっと疑問だったり説明をさらに求めたいものを全部、8月上旬にチェックしてピックアップをして、8月22日にそれらの疑問点あるところを、職員お盆中ですから、それをかわして8月22日、今年の場合は。その段階で、各課とヒアリング、主に歳出関係なので

すが、そのときに不用額の調書というものを、不用額だったりあるいは流用、支出関係はこの二つを中心に、不用額は全部見てられませんから、予算書を見ると不用額いっぱいありますから、30万円以上というものを各課から出さしてもらって、それを全部1件1件、吟味しながらおかしいなど、さらに聞いてみたいなどというものを8月22日に各課入れかわり立ちかわり、どんどんどんどん聞いていくわけなのですが、その段階で少なくとも今回の給食センターの三十何番、一番下の部分ですね、そこは正直にどうか、わざわざ文書までつけて、調書をつくっている段階で未払いが発見しましたんでということで、まず発端はその8月22日のヒアリング、その段階で給食センターの分はわかりました。建設課のほう、1番から一番下以外の建設課の同じ部分、8月22日の段階では調査中だと言うものですから、ちょっと不審に思いながら、その3日、4日後にもう1回呼んで、調査どうなったという話をしたら、いや実は未払い金が出てまいりましたという、そういう、ですから大体8月末ぎりぎりに監査関係としてはわかりました。

ただ、それは全体じゃなくて、あと財政も入ってもらって9月上旬で、ですからこの議会の前のぎりぎりに、この全体像は9月に入ってから、全部の未払い金があるというのが監査としてはわかりました。速やかに、これはまず町民の代表である議会に、まずもって報告するのがまず先決であろうということで提案をさせていただいたと、そういう経過でございます。

●副委員長（杉田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 額や項目から見ると、何かそこで特定の作為があったとは思えないのです。うっかりだろうというふうに思います。

そのうっかりがあってはいけないわけですよ、当然。それで、私どもには議会のために例月出納検査というのが、資料が配られます。その段階では、監査のほうではわかりようがないんですね。

●副委員長（杉田委員） 監査委員。

●監査委員（黒田監査委員） 例月出納検査、毎月、会計管理者から前の月の総体的なもの、それから現金出納検査ですので、現金の残高とかそういうものを確認して、そういう事細かなそういう部分については、申しわけありませんが、そこまでは神様でもありませんし、申しわけながら。そこまでは、はっきり言って無理でございます。限界でございますから。

●副委員長（杉田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 監査委員を神様だとは思っていません。

それで、今回こういうことが出てきたということは、場合によってはシステムに問題があるのではないかと、あるいは運用に問題があるのではないかとということが思われます

ね。意図的に行った場合は、別ですよ。

そうすると、今回こういう事態になって業務監査も権限というか仕事の範囲に入っている監査委員としては、どういふことを改善しなければならないかと考えていますか。

●副委員長（杉田委員） 監査委員。

●監査委員（黒田監査委員） まだ、じっくりはあれなのですけれども、この議会終わって9月からは定期監査というのがありまして、各課の書類をそれなりに11月の中ごろまでチェックする時間帯があります。

一つの課、1年で40の施設、課を去年の書類を全部見ますので。ですけれども、その定期監査の段階でもこういう未払い、はっきり言ってまだ私自体も原因が整理できていませんので、そこら辺は定期監査も含めて、監査としてももうちょっと詰めていかせていただいて、定期監査の中で文書でどういふところをどうやって改善したかというような部分もありますので、その定期監査の結果として副町長なり教育長にも公表させていただきます。その段階での文書でどういふ形で改善したかというの、定期監査の段階で要求をさせていただこうと、そのように思っております。

それと、まさか御質問者、前代未聞とおっしゃったんですが、私もびっくりしました。ショックなのですが、それでどういふふう改善するかというと、まずその部分をまず当事者である職員同士で本音を割って、何でこういふことが実際起きたのかどうなのか、まずもってしっかりと話し合って、例えば請求書のずさんな管理といいますけれども、ではなぜ、ずさんになったのかどうかもっと掘り下げて、職員全体で話し合ってもらおうよというの、先日、全体分かった段階で、それと言ひ方そのまま言えば、取っつけたような改善策だけじゃなくて、本当に職員同士がどんな状況でこの請求書がずさんな状況になったのか。残高の確認ができなかったのか、そこらも含めてまず行政側の内部で本当に話し合う、災い転じてではありませんが、そういうしっかりと話し合う、そういう土壌をつくって、そのあたりでまずやるのが大事であろうというような提言もさせていただきました。

それと改善策と、今この状況であれですけれども、想定していませんでしたけれども、こういふことが起きるといふことは、来年度からもう1人の監査委員と事務局長とも話し合いますけれども、恥ずかしい話ですが、未払い金調書みたいなあつて未払い金があつたら皆さん出してくださいみたいな、ちょっとレベルは低すぎますけれども、はいすみません未払いありました何て出してくるほうも出してくるほうで、そういうものもどうしようかなと思っておりますけれども。監査はこれだけの物理的に、時間的に制約がありますんで、限界はありますが、どういふ形でこれらをやはりチェックしていくか、もうちょっと今この段階では、まだ頭がもうろうとして、いろいろ交差してショックな状態ですので、もうちょっと対応は監査なりに検討していきたいものだなと、そのように思っております。

●副委員長（杉田委員） 3番、室崎委員。

- 室崎委員 こういうようなことがわかりまして、今、監査委員は災い転じて何とやらという言い方もしていたけれども、町長、副町長、初め担当管理職、そしてそれぞれの職に当たっている職員がもう一度、それこそ腹を据えて改善を考えていただきたい。それは、もう切に思います。

それで、こちらとしてはこの前キノコの問題で、売り渡したお金が入っていないという前代未聞なことがあったのですよ。そして、今度は仕事をやってもらったけれども払っていないという、歳入と歳出がそろったわけですね。これ非常に、前代未聞がちょっと過ぎるなというのが、はっきり言って印象です。

ただ、どちらも意図的にやっていたものではないということがわかっているので、まだその点は救われるのですけれどもね。そういう中で、今、監査委員はこういうことを考えていかなければならないという、実に的確なことをおっしゃってくださったんだけど、ただ今も言葉の端々にうかがわれる、それから前のキノコの時にもうかがわれたのだが、業務監査が入って監査委員の仕事というのは、物すごく増えているのですよね。そういう中で、体制が脆弱ではないのかと。もう、代表監査委員は非常に明晰優秀な方であるけれども、その個人の力に負っているわけにもいかないのではないかと。監査委員そのものを例えば人数を増やすとか、事務局をもっと増やすとか、体制の充実を図らなければならない時代にもう来ているのではないかと、そういうふうに思いますので、今この場でもってどうするこうするという話ではないのですが、その点を含めて検討をいただきたい、いかがでしょう。

- 副委員長（杉田委員） 町長。

- 町長（若狭町長） まずもって平成30年度の会計事務処理におきまして、町民の信用を失墜するようなことがあったということは、改めておわびを申し上げる次第であります。

その重要性を考えて、行政報告をさせていただいたところでございます。ご理解を賜りたいと思います。

私は今回の事例につきましては、職員がその職責に対する責務というものを感じていない。職員一人一人が、その職責をどのように考えているのか。そういうことで、私も町長になって以来、本来であれば町長というのは職員の研修については、余り顔を出さない。しかし、私は改めて自ら研修の中の講師としてお願いをいたしているところであります。

その大きな標題といいますのは、宣誓書です。室崎委員もご承知のとおりだと思います。私は職員が厚岸町職員になったときに、まず交わさなければならないのが宣誓書なのです。職員に合格をした、それは合格だけなのです。宣誓書を交わして、初めて厚岸町職員になるのであります。

その内容といいますのは、地方自治法並びに地方公務員法。大きくは、日本国憲法。全てが網羅した宣誓書に相なっておるわけでありまして。それをちゃんと守っていれば、今回のような事案が出てこなかった。職員の人方も大変です。今、御指摘ありましたとおり体制等を考えますと、確かに今日の働き方改革の中で、いろんなことを言われておりますけれども、大変な時間外勤務とかという中で町民の負託に応えられる仕事をして

いる。そのように、私は思っております。

また、職員自体も町民の信頼なくして町政はできない、そういう気持ちをもって事に当たっているはずであります。そういう点を考えますと、予算執行につきましてはその部局部局が、まず責任を持ってやっていかなければならないことではあります。それと同時に、やはり上司がやはりそれなりの責任というものがあるということを改めて認識をしてもらいたい。そのように思っているわけであります。

やはり今回の事例を契機として、これは一課の問題ではなくて全庁的な課題である。そういう認識を持ちながら、これから二度と起こらないように町長として指揮監督をもって事に当たってまいりたい。そのように考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

●副委員長（杉田委員） 町長。

●町長（若狭町長） 今、監査委員の充実についてのお話抜けていたようですが、やはり監査委員の充実、極めて重要な課題であります。

その問題につきましては、今後2名体制、実は法律も変わりました、ご承知のとおり。議員代表の監査委員は、町長の任意的な責務で置くことができるとか、いろいろ監査員の方法も変わりました。

しかし、私は今日の姿を維持してまいりたいと同時に、もっとやはり監査委員のあり方というものに対しましても、うちの職員上げてこれらの問題に対して対応していかなければならない。確かに、今、事務局長1人です。監査委員が議会代表1人。そして、また代表監査が1人ということでございますので、この点につきましては、私は監査委員とも、今後の対応等も受けながらどういう組織が、またはどういう方法が一番いいのか、より充実したものにするためには、監査委員のあり方というものも考えていかなければならないと、そのように認識をしておるところであり、特に監査委員の指名の件ですが、厚岸町の場合は2名という決まりがあるわけであります。必要に応じては、監査委員のそれぞれの役割というものを考えながらやっていかなければならないわけでありますが、やはり監査委員の重要性というものに対しましても、今回の事案を契機として考えていかなければならないと、私はそのようなふう考えています。

●町長（若狭町長） ほかに、総体的にございませんか。

5番、南谷委員。

●南谷委員 ただいま3番室崎委員のことに関連をさせていただくのですが、私はまだ、今、調書を監査委員、それから質疑を聞かせていただいたのですけれども、全く事の実態、内容というのがまだよく理解できないのです。

ただ言えるのは、この件については決算、前年度の決算処理にもかかわりますし、当然、今回の発生したことについて、本来であれば私は今の時点での考え方では補正予算にも関連があるだろうと。だから、そのことについては今日は質問をしません。ということは、それにしても余りにも僕が実態も内容もわからないのです、急に聞いた話。行

政報告で初めて聞いた話でございますから、議会中でもありますし、私なりの調査も考えもまとまってないので、今日の補正予算では内容についての質疑もできない状態なので、決算のときにもう少し私なりに考え方をまとめて質問をさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

●副委員長（杉田委員） 町長。

●町長（若狭町長） 質問ですか。何か議会に対する要望なのでしょうか。

●副委員長（杉田委員） 5番、南谷委員。

●南谷委員 質問というわけではないのだけれども、今聞かれたのだけれども、これで僕は終わりではないですよということなのです。よく理解ができない部分も、私なりにあります。

本来であれば、私は補正予算に計上されていません、今回。今の後始末というのか。流用されているんでないのかな。これ年度またぐ場合どうなのかという問題も私の考えが、まだまとまっておりません。ですから、わからない中でむやみに質問しても申しわけないんで、改めて決算のときに伺わせていただきますと、こういうことですから。

●副委員長（杉田委員） 決算のときに質問。答弁、要りますか。

5番、南谷委員。答弁。

町長。

●町長（若狭町長） 答弁にはならないかと思いますが、ただお答えとしてお話しさせていただきますが、ただいま南谷委員から決算委員会において、この問題についてさらに私なりに質問したいということでもありますので、委員長がどういふように諮るかわかりませんが、私については今の南谷委員については理解いたしましたというご返答でよろしくお願ひしたいと思えます。

●副委員長（杉田委員） ほかに、総体的にございませんでしょうか。

（な し）

●副委員長（杉田委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

●副委員長（杉田委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
休憩します。

午後 4 時40分休憩

午後 4 時42分再開

●委員長（室崎委員） 再開します。

次に、議案第70号 令和元年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

なお議案70号からは、款、項で審査いたします。

1 ページ、第 1 条は歳入歳出予算の補正です。

2 ページ、3 ページは、第 1 表歳入歳出予算補正です。

4 ページ、5 ページは、事項別明細書です。

6 ページ、歳入から進めてまいります。7 款 1 項繰越金。ございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 以上で、歳入を終わります。

次に 8 ページ、歳出に入ります。7 款 1 項基金積立金。

（な し）

●委員長（室崎委員） 9 款諸支出金、1 項償還金及び還付金。ございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 以上で、歳出を終わります。

総体的にごございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（室崎委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

- 委員長（室崎委員） 次に、議案第71号 令和元年度厚岸町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

- 1 ページ、第1条は歳入歳出予算の補正です。
- 2 ページ、3 ページは、第1表歳入歳出予算を補正です。
- 4 ページ、5 ページは、事項別明細書です。
- 6 ページ、歳入から進めてまいります。9款1項繰越金、ありませんか。

(なし)

- 委員長（室崎委員） 以上で、歳入を終わります。

次に8ページ、歳出に入ります。5款1項介護給付費準備基金費、ありませんか。

(なし)

- 委員長（室崎委員） 7款諸支出金、1項償還金及び還付金、ございませんか。

(なし)

- 委員長（室崎委員） 以上で、歳出を終わります。

総体的にありませんか。

(なし)

- 委員長（室崎委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（室崎委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

- 委員長（室崎委員） 次に、議案第72号 令和元年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

- 1 ページ、第1条は歳入歳出予算の補正です。
- 2 ページ、3 ページは、第1表歳入歳出予算補正です。
- 4 ページ、5 ページは、事項別明細書です。
- 6 ページ、歳入から進めてまいります。4款1項繰越金。ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 以上で、歳入を終わります。

次に8ページ、歳出に入ります。2款1項後期高齢者医療広域連合納付金、ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 以上で、歳出を終わります。

総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（室崎委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

- 委員長（室崎委員） 以上で、令和元年度各会計補正予算審査特別委員会に付託されました補正予算4件の審査は、全て終了いたしました。

よって、令和元年度各会計補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時47分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和元年 9 月 12 日

令和元年度各会計補正予算審査特別委員会

委員長